

奄保福第 686 号
令和 2 年 4 月 2 4 日

障害者就労移行支援サービス事業所 管理者 様
障害者就労継続支援サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

奄美市福祉事務所長 永田 孝一
(公 印 省 略)

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等の提供について

標記の件につき、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかで政府は 4 月 16 日、特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大しました。奄美市は、今般の政府方針を踏まえ、厚生労働省の各事務連絡に沿い各事業所と連絡を密にとりながらサービス提供を決定してまいります。

各事業者様におかれましては、その趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

厚生労働省通知文書 事務連絡

- ・R2.4.9 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第 4 報）
- ・R2.4.2 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について
- ・R2.4.13 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q&A について（4 月 13 日版）

お問合せ先

奄美市 福祉政策課 障害福祉係
電話：52-1111 内線 5006